

主な改正点は、次のとおりです。

## 第1 法人税基本通達関係

### 貸倒引当金関係（改正）

平成25年度税制改正において、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、貸倒引当金の繰入事由に手形交換所に相当する一定の電子債権記録機関による取引停止処分が追加されました。

#### ○ 手形交換所等の取引停止処分（基通11-2-11 改正）

法人の事業年度終了の日までに支払期日の到来した電子記録債権につき、債務者から支払が行われず、当該事業年度分に係る確定申告書の提出期限までにその債務者について一定の電子債権記録機関による取引停止処分が生じた場合には、手形交換所における取引停止処分と同様に、当該事業年度において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由が生じたものとして取り扱う旨を明らかにしています。

## 第2 租税特別措置法通達関係

### 1 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除（新設）

平成25年度税制改正において、青色申告法人が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度（適用年度）において取得等をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産で国内の事業の用に供するもの（生産等資産）のうち、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②のいずれの金額も超える場合に、その生産等資産のうち事業の用に供されたことのない機械装置をその法人の国内の事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

- ① 法人の有する減価償却資産につき適用年度の償却費として損金経理をした金額
- ② 適用年度の前事業年度において取得等をした一定の生産等資産の取得価額の合計額の110%相当額

#### ○ 生産等設備の範囲（措通42の12の2-1 新設）

生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗、自動車整備業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（生産等活動）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、生産等設備には該当しない旨を明らかにしています。

なお、一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されるもの（共用資産）については、その全てが生産等設備となる旨を併せて明らかにしています。

また、継続適用を条件として、法人が共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の部分とに合理的に区分し、これに基づいて生産等資産の取得価額の合計額等を計算している場合には、これを認める旨を併せて明らかにしています。

#### ○ 償却費として損金経理をした金額（措通42の12の2-2 新設）

本制度の適用上、適用年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等資産で、その適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額と比較する「償却費として損金経理をした金額」には、除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額など基本通達7-5-1又は7-5-2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額は含まれないことを留意的に明らかにしています。

### 2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（新設）

平成25年度税制改正において、青色申告書を提出する中小企業者等で認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けたもの（特定中小企業者等）が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、一定の経営改善設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。

#### ○ 中小企業者であるかどうかの判定の時期（措通42の12の3-1 新設）

本制度の適用上、中小企業者（資本金の額が1億円以下の法人など一定のもの）に該当する法人であるかどうかの判定の時期は、その法人が取得等をした経営改善設備を事業の用に供した日の現況による旨を明らかにしています。

なお、特定中小企業者等のうち、本制度の税額控除を選択適用することができる資本金の額が3,000万円以下である一定の法人に該当するかどうかの判定の時期についても、同様である旨を併せて明らかにしています。

### 3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（新設）

平成25年度税制改正において、青色申告法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①から③までの全ての要件を満たすときには、その雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（雇用者給与等支給増加額）の10%の税額控除ができる制度が創設されました。

- ① 雇用者給与等支給増加額  $\geq$  基準雇用者給与等支給額  $\times 5\%$
- ② 雇用者給与等支給額  $\geq$  比較雇用者給与等支給額
- ③ 平均給与等支給額  $\geq$  比較平均給与等支給額

○ **他の者から支払を受ける金額の範囲（措通42の12の4-2 新設）**

本制度の適用上、法人が国内雇用者に対して支給する給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を給与等の支給額から控除することとされています。

本通達では、他の者から支払を受ける金額について、例えば、次のものがこれに含まれる旨を明らかにしています。

- ① 特定就職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- ② 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向者に対する給与を出向元法人が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金の額

○ **出向先法人が負担する給与負担金（措通42の12の4-3 新設）**

本制度の適用上、国内雇用者とは、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者とされています。

本通達では、出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、その出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金の額は、出向先法人の国内雇用者に対する給与等の支給額に含まれることを明らかにしています。